

小牧市教労 2014 年度 前期対市交渉記録

- 1 日 時 2014年8月26日(火) 15:30~
- 2 場 所 市役所本庁舎 3階 301会議室
- 3 参加者 市教委 永井教育部次長 植松学校教育課課長
松浦学校教育課課長補佐 采女学校教育課指導主事
組 合 松田執行委員長 大久保書記長 百瀬会計委員
内田愛教労副議長 (記録 岩脇・石田)

4 交渉次第

進行：采女指導主事

(1) 挨拶

松田委員長 お忙しい中、時間をとっていただきありがとうございます。

昨日、4月に行われた学力テストの結果が公表され、愛知県は成績が良くなかったようだ。どの市教委も学校ごとの結果を公表することには慎重になっているのはよいこと。結果が悪かったからと言って過去問を練習することは本当の意味での学力向上にはつながらないので今後とも良識ある対応を。

小牧市においては、今年度は非常勤の養護教諭を7名加配していただきとても助かっている。市教委の尽力に感謝しています。

検診についてもオプションでピロリ菌・大腸癌(検便)検査を入れていただきありがとうございます。

市教委のお骨折りのおかげでいろいろなことが前進していることに感謝しています。

永井教育部次長 日頃は小牧の教育のためにがんばっていただきありがとうございます。

学校現場では様々な問題があると思う。行政においても厳しい社会・経済情勢の中で財政が厳しくなっている。

本日は限られた時間ではあるが、皆さまのご意見をお聞きしながら小牧市の教育と子どもたちのための実りのある会にしたい。

(2) 回答書受理

(3) 交渉

司会：大久保書記長

I いじめ・不登校・子どもの「荒れ」に十分対応できる労働条件の改善に関すること

1. 労働安全衛生法に基づき、職場の教職員の健康と安全を守り、快適な労働条件をつくる組織と環境を確立してください。そのために、以下のことに至急取り組んでください。

(1) 学校職員における「安全衛生管理に関する要綱」の以下のことに至急取り組むこと。

① 常時50人以上を有する職場においては、産業医を配置し、校内衛生委員会を設置すること。

回答： 努力していく。校内安全衛生委員会については該当校に周知している。

② 4月に各学校において小中学校教職員安全衛生管理者及び衛生推進者を発表し、その職務

内容を全職員に報告させるとともに、当該職員に対する研修を速やかに実施すること。

回答： 努力していく。

- ③ 安全衛生委員会で以下の点を調査・審議し、その結果を各職場（全職員）に配布すること。

ア 時間外労働時間の把握

イ 定期健康診断の結果とその事後措置

ウ 精神疾患等、職員の健康に関わる諸問題

回答： 安全衛生委員会の協議結果を職員に周知するようにする。在校時間については各校で把握に努めている。

- ④ 定期健康診断の事後措置を衛生管理者と産業医（衛生管理医）により適切に講じること。

回答： 努力したい。

- ⑤ 職員全員の健康診断を実施すること。

回答： 努力したい。

- ⑥ 健康の保持・増進を図るための講習会を実施し、希望者全員が参加できるようにすること。

回答： 努力したい。

- (2) 「安全衛生管理に関する要綱」を改訂し、以下のように取り組むこと。

- ① 50人未満の学校においても、校内衛生委員会を設置すること。

回答： 現時点では、考えていない。

- ② 安全衛生委員会の構成員に産業医を加えること。当面、衛生管理医が各学校を巡回できるようにすること。

回答： 考えていない。

＝校内衛生委員会及び定期健康診断に関すること＝

〈協議〉

組合 ピロリ菌と大腸がん検診をオプションに入れていただきありがとうございます。ただ、検査料金が他市や住民健診の値段より高い気がするが……。

教委 市民病院の健診センターとの交渉で決まった。

組合 この検便による大腸がん検診をオプションでなく、節目の歳(40歳・50歳・60歳)を対象に定期健診の項目の入れてもらえないか。

教委 市の職員もオプションなので、それとの整合性もある。

組合 オプションの利用状況を総括安全衛生委員会でまとめてもらいたい。

教委 希望者(申請者)ならわかる。検便9人・ピロリ菌25人。

組合 結果も含め、総括安全衛生委員会の議題に取り上げてもらえるか？

教委 「まとめる」というのは？

組合 何人利用したか、要精検者の数など。

教委 健診結果の中でまとめるはず。

組合 「小牧市立小中学校教職員安全衛生管理に関する要綱・第5条」に総括安全衛生委員会の議題に取り上げることが明記されているのでよろしく。ちなみに一宮市ではこのような(プリント資料)形で出されている。参考にしてください。

組合 昨年度の「総括安全委員会のまとめ」を市教労にもいただけることになっていたが、未だに届かない。

各学校にはいつ渡したのか？

教委 調べてみないとわからない。

組合 「50人以上の学校は含まれない」という箇所の「要綱」改正は行ったか？

教委 改正し、第1回目の会には該当3校も出席した。

組合 改正した「要綱」を市教労にもください。

教委 はい。

組合 昨年度の精密検査の状況・公務災害・長時間労働についての話し合いの内容を教えてください。

教委 …。

組合 各学校に渡してあるのであれば学校で見ればよいのだが、回覧されていないので質問した。

組合 今年度50人以上の学校が1校増えたが、それはカウントの仕方が変わったからなのか。

教委 変わった。臨時職(スクールサポーター・心の相談員・用務員・司書・市単・県の非常勤)を加算してカウントし直した。

ALTは含まない。ALTと語学相談員をカウントするかどうかは検討課題。

組合 司書は複数校掛け持ちしているが、どの学校でもカウントしているのか。

教委 だと思うが、…わからない。

組合 労安法は最低の基準なので、校内衛生委員会は50人に満たなくても設置できる。瀬戸市・南知多町では全ての小中学校に設置されている。ただし、南知多町では産業医は町で1人しか置いてない。その点、小牧市は50人以上の各学校に1人ずつ配置しているからすばらしいと思う。

豊明市では産業医が職場巡視するとき、市教委と一緒に回り危険箇所を調べている。それは教職員のためだけでなく子どもへの安全配慮でもある。産業医が職場点検することも重要。

組合 今年度の総括安全衛生委員会の議題に「長時間労働における健康障害について話し合う」ことは取り上げられているか。

教委 まだ考えてない。

組合 在校時間記録簿を昨年11月に集めたはず。それを議題にして総括安全衛生委員会でなにか話し合われたか。

組合 小牧市は中学校では291人の提出者で100時間以上が84人、80時間～100時間未満が29人。小学校は461人提出して100時間以上が26人、80時間～100時間未満が47人。この数字をどう見るかということを衛生委員会で話し合われているのか。一宮市はやっているが小牧市はどうなのか。

愛知県は面接基準を今年度から100時間以上から80時間以上に変更した。

今までは労働者からの申し出により面接することになっていたが、産業医は長時間労働者の実態をつかんで面接を申し出るよう勧奨する義務が課せられた。産業医が配置されていない学校については事業者(市教委)にその義務がある。そのためには月ごとの在校時間を把握していなければならない。それを守っていなければ安全配慮義務違反となる。

小牧市教委は「100時間以上の労働者の名前と時間」を毎月きちんと把握しているか。

組合 50人以上の学校の場合は産業医がいるから把握できるが、50人未満の学校については市教委に知らせない限り産業医は実態をつかめない。だから、市は毎月の状況を把握する必要がある。

教委 昨年11月には調査をしたが、それ以降はつかんでいない。

組合 調査のあった11月でさえ小牧の中学校の先生の30パーセントが100時間超。もし、日進市のように部活動指導中に死者が出た場合、教委の責任が問われる。在校時間記録をとらせているのなら、きちんと市に報告させ、問診体制をとるべき。南知多町は毎月名前と時間を報告させている。それに

より面接指導をしているが、実態として面接実施者は少ない。それでも、把握するという責任は果たしている。

組合 第2回目の議題に、昨年11月につかんだ長時間労働の実態をもとに対策について話し合ってもらいたい。やってもらえるか。数字を示すだけでなく、長時間労働解消のための具体的な議論ができれば、豊明市のような案も出てくる。校長任せでなく市も具体的な対策をとってほしい。

組合 各学校は在校時間記録をとっているのだから、ぜひ、市として毎月の調査をしてほしい。やってもらえるか。

教委 役所でも月1回「ノー残業デー」を決めて実行しているが、仕事がいっぱい残っているのに帰るというのも負担を強いているなど感じる。だからと言ってただだらだらと続けるのも良しとはしない。

組合 それも過労死防止のために必要な管理だと思う。

組合 今年度も11月に県の調査があるようなので、その結果を総括安全衛生委員会の議題にのせて話し合ってもらいたい。

組合 県は今年度も11月にはやるといっている。それ以外にも毎月行っていただきたい。

教委 11月には調査があるということなので、それをもとに1回やります。

<見 解>

教職員の健康診断については、市教委の努力もあって今年度ピロリ菌と大腸癌検査をオプションで実施できた。今後は、大腸癌検査が節目の年齢（40・50・60歳）に定期健康診断において実施されるよう要望したい。

長時間労働における健康障害防止に向けては、市教委が在校時間記録の把握をし総括安全衛生委員会において対策を論議するよう今後も強く働きかけていく必要がある。

50人以上の職場についても、「要綱」が改定され今年度から総括安全衛生委員会に出席できるようになった。また、教職員の数を臨時職まで含めてカウントするようになったことは、今までの粘り強い交渉の成果といえる。50人未満の職場については、今後も引き続き校内衛生委員会の設置を要望していきたい。

(3) 特別支援学級在籍の児童生徒対応の介助員を市の予算で配置すること。

回答： 現時点では考えていない。

(4) 休憩時間が保障されるように男女別の休養室を設置すること。

回答： 検討したい。

(5) 専門のカウンセラー・適応教室の指導員を増員すること。

回答： 今後の課題としたい。

(6) 児童・生徒700人以上の学校と、年度初めの健診時及び宿泊的行事の際に非常勤の養護教諭の配置をすること。

回答： 平成26年度配置済み。

2. 文科省「06年4.3通達」に基づき、小中学校の勤務時間の適正な割り振り及び運用が行われるよう校長を指導してください。

(1) 厚生労働省「基発第339号通達」・文科省「06年4.3通達」をすべての校長・教頭

に周知し、それを遵守すること。

回答： 既に周知され、各学校で遵守されていると考えている。

(2) 職員の勤務時間管理の適正を図る方策を徹底すること。特に、職員の職場実態に合った、一日の勤務時間の割り振り・運用を実施し、サービス残業を生じさせないこと。

① 職員の勤務時間の適正な管理を図るため、校長は、職員の勤務日ごとに、始業、終業時刻を確認し、これを記録すること。記録する方法としては、原則として、次のいずれかの方法によること。

ア 管理者が自ら現認することにより、確認し、記録すること。

イ 「在校時間状況記録」を超過勤務時間を集計できる、勤務の割り振りと連動したものに改善すること。

② 09年4月から実施が義務づけられた「医師による面接指導」の体制整備を図り、職員への確実な周知を徹底すること。

ア 1月当たりの時間外・休日労働時間が100時間を超える場合は、医師の面接が確実に受けられるようにすること。

イ 面接指導の「サービスの取扱い」は「勤務」とすること。学校外での実施は「出張」とすること。

③ 「昼休憩が取れないときは、始業から7時間45分勤務した時点で勤務を解かれる」ことをすべての学校間で確認し合うこと。特に、7時間45分を超える勤務が事実上強制されていないかの調査を実施し、違法な長時間労働を曖昧にしないように管理を徹底すること。

④ 勤務時間内に業務が終了することをめざして、業務の合理化・学校運営のスリム化を図ること。

回答： ①③について： 「在校時間状況記録」や割り振りの記入等については適切に行われていると把握している。

回答： ②について： 正規に割り振られた勤務時間を超えて行われる業務が相当の時間を超過した場合に行う「医師による面接指導」体制については整備をしている。今後は、制度の有効活用に向けて努力したい。

回答： ④について： 努力するよう校長に伝える。

(3) 割増賃金の対象外となる教育職員についても次の点での徹底を図ること。

①「給特法」によって、「原則として時間外勤務を命じないものとする」と規定される教育職員については、勤務時間の適正管理がより厳格に行われるべきである。

以下に掲げる項目に沿った勤務時間管理を行うとともに、その徹底を図ること。

ア 教育職員の勤務時間については、次の基本原則に基づいて運用されることを確認すること。

- ・ 教育職員の週あたり勤務時間は38時間45分であること。
- ・ 教育職員には原則として時間外勤務を命じないこと。

イ 教育職員の勤務時間において、年度当初に割り振られた勤務時間を変更し、もしくは超える勤務が必要となった場合には、その都度「勤務時間の割り振り変更簿」等客観的

にわかる形で適正に行い、“1週間の勤務時間は38時間45分”の原則が確保されるように運用すべきであることを確認し、特に、次の点を十分配慮すること。

- ・ 「割り振りの変更」は、原則として前週の終わりまでに、すべての教育職員・該当職員に文書で明示すること。宿泊を伴う引率業務などについては、可能な限りその週での調整を行い、場合によっては事前・事後週も含めた平均で“1週間の勤務時間は38時間45分”の原則が確保できるよう「割り振りの変更」を行うこと。その際、できるだけ短期の週での平均で処理するよう配慮を行うこと。「変更後の割り振り」についても管理者が現認すること。
- ・ 当日になって生じる「勤務時間の超過」についても、割り振り簿に記録し、“1週間の勤務時間は38時間45分”の基本原則に沿って「割り振りの変更」を行うこと。
- ・ 割り振りの原則は、1週につき38時間45分であり、その適正運用は、管理者の責任であり、確実な現認を基本とするが、もし時期的に困難な場合は長期休業等の運用も含めた確実な割り振り実施をすること。

ウ 部活動、対外行事、関連行事などに関わる週休日の引率業務は、「第1義的に出張」と取り扱うべきである旨の指導の徹底を図ること。部活動等に関わる次の事項を確認するとともに、時間把握を正確に行うこと。

- ・ 引率業務が予定されている週休日等については、「週休日の振替」によって対応し、週2日が確保されるように運用を行うこと。
- ・ やむを得ず、「出張」扱いにできない場合にも、本人の同意を原則とし、週休日等の引率業務を含む「割り振りの変更」を行い、週2日の週休日・38時間45分労働の原則が遵守できる運用を行うこと。
- ・ 引率業務における勤務時間は、その実労働時間を正確に把握し、超過労働時間については、「勤務時間の割り振り」を実施すること。休憩の配置については、労基法の自由利用・一斉付与の原則に基づき実質が保障できる内容のみとすること。
- ・ 部活動は、勤務時間の適正を図るために、社会体育に早急に移行すること。

回答： 教育職員の勤務時間や割り振り変更については、泊を伴う行事や部活動の引率も含めて、適切に行われていると把握している。部活動の社会体育への移行については、地域連携型の部活動としている。

(4) 学校内で教育活動として位置付け実施されている日常的な部活動指導についても、上記の原則に沿った勤務時間管理を行う旨を確認し、その徹底を図ること。超過労働時間については、「勤務の割り振り簿」に正確に記録し、割り振りを実施・現認すること。

回答： 部活動奨励費や特殊業務手当で対応している。

(5) 休息時間の廃止により、これまで以上の労働強化が進行することがないようにすること。県教委の「学校職員の勤務時間に関する規則の施行について」等一部改正について（通知）を各職場に周知徹底し、午後の旧休息時間にあたる終業前15分間に打ち合わせなど諸会議を組むことのないようにすること。

回答： 休息時間の廃止により、これまでの勤務時間及び休憩時間に対する考え方が変化するものではない。労働強化防止については努力していると把握している。

＝勤務時間管理に関すること＝

《協議》

組合 ところで、(県に送ってくれるよう依頼した)在校時間記録簿は市教委に届いたか。
教委 来ていない。

組合 平成22年に3月にこのシートが来ているはずなのでないということは本当はおかしいが・・・、別にこれに拘らなくてもよい。

組合 ある小学校ではこのような超過分がわかるシートを独自に作った。これでもよい。これを市内の学校に広めてはどうか。これがあれば校長先生も楽になるはず。市も統一したものがあればまとめるのが楽ではないか。

教委 使うか使わないかは別として紹介することはできる。(記録簿を受け取る。)

組合 (日常の勤務の割り振り変更簿について)私の職場でははみ出し分は割り振りはされているが、文書記録に残したがる。去年より後退した。去年の市教委や県交渉の結果ではないかと思う。(心理的に圧力をかけられた)

教委 今年度は割り振り変更簿有無の調査がないが、もしあれば各学校に聞いてから答える。

組合 OECDの調査から「残業の多さは日本の中学校が世界でいちばん」という報告が出た。仕事量を多くしているのが部活動であると指摘された。部活動をなんとかしてほしいというのはどこの職場でも共通している。部活動に人(部活職員)をあて、教員が本職に専念できる体制をつくってほしい。部活動を終えてからでないと教員本来の仕事ができないので、残業なしではやっていけない状況。

教委 部活動だけを仕事としてきてくれる人がいてくれるとありがたいが、実際人材が集まらない。一時社会体育化をめざしたが実現しなかった。方向性としては理解できるが具体策がない。

組合 昨年度、県が総量規制の関係で長時間労働調査と同時に休養日の設定や練習関係でアンケートをとった。例えばこんな提案もできる。「部活動開催時期を大会2カ月以内に限定する。」というような規制枠を作り、市内共通でやる。「毎週月曜日と11月11日から1月10日までの平日は活動しない。」と回答した小学校もある。人が配置できなければ当面そういう方法もある。

教委 小牧市は毎週木曜日はやってない学校も多い。

やりたいという子どもや社会の要請があるのも確かなので、やらないという規制をかけるのではなく、教員が指導するかどうかは別にして、なんらかの形で人をあてがうのがよい。

組合 もちろんそれがいちばんよい。

教委 今の段階では「やらない」という規制をかけるのは、選択肢にあげることはできても正直厳しい。

組合 そこは議論が分かれるところだが、小学校は部活動は学習指導要領にも書かれてないし、本来的な教師の業務なのか、学校でやるべき内容なのかは厳しく問うて・・・。

教委 そうですね。

組合 どこかで部活動規制をかけないと教員の長時間労働は永久に解決しない。

組合 部活動から少しでも抜けることができれば子どもに余裕をもって向き合える。それがいちばん教育の質を上げることにつながる。部活動に時間を割かれると子どもに目が向けられない。

<見 解>

「在校時間状況記録」が、2010年6月から実施されるようになったが、教職員の長時間労働はいっこうに減っていない。これは、市教委が教職員の勤務時間の管理を校長に任せ、多忙化

している勤務実態を改善しようとする姿勢がないからである。市教委は早急に在校時間記録簿を超過勤務時間の集計できるものに改良し、教職員の超過勤務の実態をきちんと把握すべきである。

また、長時間労働の大きな要因になっている部活動についても、人的配置や時間縮減など、具体的な対策を講じるよう、今後も引き続き働きかけていきたい。

II 憲法や「子どもの権利条約」の理念に則り、すべての子どもたちに、人間らしい成長と人格の完成をめざした教育を保障するための人的・物的環境充実に関すること。

1. 子ども・保護者・教師の願いが反映された教育課程づくりのために時間と予算を保障してください。

(1) 教員の持ち時間数の適正化を図るために、教員定数の改善を関係諸機関に強く働きかけること。

回答： 持ち時間数の適正化は各校で努力されていると把握している。

(2) 「35人学級」が、小中学校全学年に拡充されるよう国や県にはたらきかけること。また、少数学級実現に必要な常勤講師を市でも独自に配置すること。

回答： はたらきかけはしていくが市独自措置は考えていない。

(3) 通常学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒に対する支援を、在籍学級担任や特別支援学級担任任せにせず、独自に人的配置をすること。

回答： 検討していきたい。

(4) 「学級運営等改善対応非常勤講師配置事業」の加配教員が年間引き続いて勤務できるよう市独自で措置すること。

回答： 考えていない。

(5) 用務員を全て正規採用にすること。

回答： 現時点では考えていない。

2. ユネスコの『教員の地位勧告』・CEART 勧告を尊重して、教育行政をすすめてください。

(1) 職員を分断する県の教職員評価制度導入に反対すること。

回答： 考えていない。

(2) 教員免許更新制に反対すること。当面、教員免許更新制度導入にあたっては、次の点を配慮すること。

① 情報を提供し、確実に講習を受けられるよう条件整備すること。

② 経済的負担を軽減するための補助をすること。

回答： 制度への反対は考えていない。

①については努力していく。

②については考えていない。

3. 子どもの学びを歪める「全国学力・学習状況調査」に参加しないでください。もし、参加しても、学校が事前のテスト対策をしたり、市および学校別の点数の公表をしたりしないでください。

回答： 不参加は考えていない。点数の公表についても現時点では考えていない。

4. 「新しい学校づくり推進事業」により、学校間格差が広がらないようにしてください。

回答： 各学校の充実した教育活動を支援するために努力したい。

5. 特別支援学級をなくさないように国や県にはたらきかけてください。

回答： 国や県の動向を注視していきたい。

6. 「教育公務員特例法」の趣旨をふまえ、教師の自由な研修を保障してください。

回答： 校長もよく努力していると考えている。

7. 学校訪問は、教育条件・教育諸施設・設備の整備充実のための意見交換の場にしてください。

回答： 全く考えていない。

8. 国がうち出している戦争をする国づくりのための「愛国心」教育に反対してください。

(1) 「国を愛する心」の評価は、憲法によって守られている内心の自由を侵すものです。当市においては、行わないようにすること。

回答： 考えていない。

(2) 「わたしたちの道徳」の使用を強制しないよう、校長を始め、国・県にはたらきかけること。

回答： 考えていない。

(3) 学校教育の場において「日の丸」「君が代」を強制し、子ども・教師・父母・及び行事参加者の内心の自由を侵すことのないよう校長への指導を徹底すること。

回答： 学習指導要領に従って行われていると考えている。

9. 体力テストは、各学校の裁量で実施できるようにし、全国一斉に実施される体力テストには参加しないようにしてください。

回答： 考えていない。

10. 市主催の会議・委員会を削減したり、各種行事の精選・簡素化を図り、学校運営に支障をきたさないようにしてください。

回答： 引き続き努力していく。

Ⅲ 小牧の教育の充実と労働条件改善のための教育予算に関すること

1. 図書館教育の充実を図るため、以下のことに取り組んでください。

(1) 図書購入などのための予算の増額。

回答： 有効活用を期待する。

(2) 専任司書の配置。当面は、司書教諭が職務を果たすための条件整備。

回答： 学校図書館臨時職員の活用に期待する。

(3) 図書の廃棄手続きの簡略化。

回答： 検討したい。

2. 消耗品費・移送費等の増額してください。

回答： 現状の予算で対応したい。

3. 「健康手帳」を廃止し、教育予算を有効活用してください。

回答： 今後の課題としたい。

4. 研修の拡充のため、以下の施策をとってください。

(1) 現職教育費・委託研究費の増額。

回答： 検討課題とするが、適切な執行をお願いしたい。

(2) 学校教育ではない市の行事、社会教育関連の行事への出張は市費で支出。

回答： 予算の範囲で努力している。

(3) 学校長に対する、旅費運用についての研修と指導・監督の強化。

回答： 校長は努力していると考えている。

5. 学校の諸施設・設備の整備・備品充実のための予算を増額してください。

(1) 学習効果が上がる教室環境等の整備・拡充。

①特別教室の確保

②小学校における心の相談室の整備

回答： ①②について 現状では物理的に困難であり、各校の工夫による対応をお願いしたい。

③すべての教室へのエアコン設置

回答： 考えていない。

(2) 児童クラブは、校舎外に設置するよう市にはたらきかけること。

回答： こども政策課に要望として伝える。

(3) トイレ改修をさらに進めること。

① 洋式トイレの増設

② 臭石除去など異臭の防止対策の業者委託

回答： 状況の把握に努め、必要な改修、整備は随時実施していく。

(4) 炎天下でのプール指導の安全のために屋根の増設、滑りやすいコンクリート床の改修を行うこと。

回答： 状況の把握に努め、必要な改修、整備は随時実施していく。

(5) プール清掃の業者委託

回答： 現時点では考えていない。

(6) シャワー・汚物処理室の設置。

回答： 状況の把握に努め、必要な改修、整備は随時実施していく。

(7) コンピュータに関わるトナーなどの諸経費および修理費は、一般消耗品費や営繕費とは別枠予算化すること。

回答： 今後の課題としたい。

(8) 学校用携帯電話の配備

回答： 現時点では考えていない。

6. 経済効率優先ではなく、教育的な視点から学校給食や図書館業務の民間委託化を見直してください。

回答： 十分に検討し、適切に対応していきたい。

＝予算に関すること＝

組合 今の時代にエアコンがない公共機関は学校ぐらい。子どもたちの健康上からもエアコンは必要。

聞くとくところは、市P連もエアコン設置の請願を出されたとか。焦眉の課題ととらえている。

要望書にも毎度書いてきたし、校長会でも要求を出されたようだが、回答書にはあっさり「考えていない」と書かれている。

小中学生の親の間からも必要だという声が上がってきている。名古屋市も春日井市も設置の方向が決まった。文科省はエアコン設置に補助を出すと言っている。あとは小牧市の姿勢にかかっている。

小牧市教労も広く市民のみなさんにエアコンの必要性を理解していただき、設置運動を進めていきたい。

＝その他＝

組合 前回交渉時に非常勤養護教諭の雇用契約書をくださいと依頼したが・・・。
教委 雇用通知ならあります。

お礼の言葉

(組合) 長時間にわたりありがとうございました。

確認事項

市教委から大久保書記長（小牧南小学校）宛に

- ・ 昨年度の総括安全衛生委員会のまとめ（冊子）と総括安全衛生委員会の改定規定を送る。